

平成29年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月15日(採決)

平成29年 第1回 定例会 会議録

日時 平成29年3月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月6日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分がなされたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求められたものであります。

今回の改正の主な内容は、法改正にあわせて篠栗町税条例第36条の2第1項ただし書き中の「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更し、附則第7条の3の2について、町民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年間延長するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第5号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第5号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定について」

本議案は、JR篠栗駅周辺の駐輪場における、自転車等利用者の利便及び交通の安全と円滑化を図るとともに、自転車駐輪場の適正な管理運営に関し必要な事項を定めるために、条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、使用できる車両の種類、利用者が守るべき事項、禁止行為及び禁止行為に対する措置等について定めるものであります。

この条例は、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「篠栗町健康増進計画策定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第6号「篠栗町健康増進計画策定委員会設置条例の制定について」

本議案は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく、篠栗町健康増進計画の策定に伴い、学識経験者や住民等からの幅広い意見を聴取し、計画に反映させることを目的に篠栗町健康増進計画策定委員会を設置するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものです。

委員会の構成メンバーは、学識経験者、関係団体の推薦による者、住民の代表者など18人以内で組織されるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第7号「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、平成28年8月8日の人事院からの勧告を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子等を加えること。

2、時間外勤務の制限を要介護者を介護する職員に適用するものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第8号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、平成28年8月8日の人事院からの勧告を受け、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1、介護休業取得可能期間(3か月)を3つの期間に分割して取得できること。

2、介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を新設するものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て」

本議案は、平成28年8月8日の人事院からの意見の申し出を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものがあります。

改正の主な内容は、

1、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。

2、育児休業等の対象を一般職非常勤職員まで拡充するもので、在職期間が1年以上である非常勤職員で、その養育する子が1歳6カ月に達する日までに、その任期が満了することが明らかでない職員が対象となります。

なお、この条例は、平成29年1月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第10号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」



本議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するとともに、手数料の免除規定において、生活保護受給対象者のプライバシー保護を図り、また免除の対象者を明確に示すため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、第2条第15号中の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるもの。

また、生活保護法に規定する保護を受けるために必要な証明を申請したときの手数料について、第5条中の「徴収しない」を「免除することができる」に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第11号「町道の認定について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業における自由通路を、国が定める「自由通路の整備及び管理に関する要綱」に基づき、道路法上の道路として位置づける必要があり、南北の連絡及び結節点機能を向上させ、安全な歩行空間の確保を図り、

新たな町道路線の認定をするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当該路線は、名称を「篠栗駅東側自由通路線」とし、位置は起点を大字篠栗4789番10、JR篠栗駅東側からJR篠栗線、町道中町津波黒線を横断して、終点を大字篠栗4794番13 クリエイト篠栗南側とする延長67メートル、幅員3.5メートルの歩行者専用道路であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「基本協定の締結について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第12号「基本協定の締結について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業に伴う自由通路新設工事について、基本協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

この基本協定は、国土交通省が定めた「自由通路の整備及び管理に関する要綱」に基づき、九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 青柳 俊彦 と工事に関する協定を締結するものであります。

協定金額は8億1,805万2,000円、協定期間は平成30年度末までであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第13号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,106万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,154万4,000円とするものです。

歳入につきましては、

利子割交付金 350万円の減

地方消費税交付金 2,895万8,000円の増

自動車取得税交付金 300万円の増

地方特例交付金 516万7,000円の増

地方交付税 2,418万5,000円の増

国庫支出金 306万7,000円の減

県支出金 1,173万8,000円の減

財産収入 9,363万5,000円の増

諸収入 1,442万8,000円の増

以上が歳入の補正項目です。

次に歳出につきましては、

総務費 567万4,000円の増

民生費 762万円の減

衛生費 369万円の減

農林水産業費 1,125万4,000円の減

消防費 944万1,000円の減

教育費 1,467万6,000円の減

諸支出金 1億9,207万5,000円の増

繰越明許費は、

社会保障・税番号制度関連事業 239万2,000円

地域密着型施設等整備補助事業 2,625万円

臨時福祉給付金事業 8,130万5,000円

環境対策事業 4,490万8,000円

河川維持補修事業 1,330万円

福岡県・防災行政情報通信ネットワーク再整備事業 458万6,000円

を追加するものです。

継続費は、篠栗駅東側自由通路整備事業費において、年割額を平成29年度は1億1,023万8,000円から4億5,313万3,000円に、平成30年は4億5,126万5,000円から1億837万円に、町有林保全事業においては、事業費総額2億3,605万5,000円を2億3,116万円にそれぞれ変更するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第14号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から歳入歳出それぞれ2,429万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,607万9,000円とするものです。

歳出では、退職被保険者等療養給付費を1,700万円追加するのが増額の主なものです。

歳入では、一般会計繰入金を1億24万4,000円追加補正し、その他には補助金・交付金の確定により、予算を整理するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ないようですので、次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第15号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から歳入歳出それぞれ2,052万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,147万6,000円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、2,078万4,000円を減額するものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を減額するのが主なものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長 阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「平成29年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第16号「平成29年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、平成29年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,218万8,000円とするものです。

前年度当初予算に対し、3億3,080万9,000円の増額となっております。

28年度予算との主な相違点は、増額要因としましては、篠栗駅東側自由通路工事費用などの計上です。

減額要因としては、中学校の教室木質化工事終了に伴う費用の減少となっております。

それでは、まず、歳入につきまして、

町税 30億3,495万円  
地方譲与税 6,365万円  
利子割交付金 285万円  
配当割交付金 1,000万円  
株式等譲渡所得割交付金 1,000万円  
地方消費税交付金 5億1,400万円  
自動車取得税交付金 870万円  
地方特例交付金 1,090万円  
地方交付税 18億8,211万円  
交通安全対策特別交付金 500万円  
分担金及び負担金 1億9,517万3,000円  
使用料及び手数料 1億3,703万1,000円  
国庫支出金 12億4,012万7,000円  
県支出金 7億1,048万7,000円  
財産収入 2,169万7,000円  
寄附金 100万1,000円  
繰入金 9億3,395万4,000円  
繰越金 1億8,000万円  
諸収入 1億7,315万8,000円  
町債 5億4,740万円

以上の歳入を計上するものです。

次に、歳出につきまして、

議会費 1億995万5,000円  
総務費 17億3,836万6,000円  
民生費 31億7,831万9,000円  
衛生費 11億2,327万1,000円

農林水産業費 1億3,517万2,000円

商工費 9,522万1,000円

土木費 5億575万5,000円

消防費 3億9,714万9,000円

教育費 8億6,161万8,000円

災害復旧費 750万円

公債費 7億8,372万円

諸支出金 7億2,614万2,000円

予備費といたしまして2,000万円

以上の歳出を計上するものです。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策債を3億900万円、一般会計出資債を120万円、自然災害防止事業債を9,200万円、都市計画事業債を1億4,180万円、防災基盤備事業債を340万円とするものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第17号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」



本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,328万7,000円とするものです。

前年度当初予算に対し3,400万6,000円の増額となっております。

それでは、まず歳入の主なものは、

国民健康保険税 5億1,498万5,000円  
国庫支出金 11億701万9,000円  
療養給付費交付金 1億602万9,000円  
前期高齢者交付金 7億6,741万3,000円  
県支出金 1億5,215万2,000円  
共同事業交付金 8億6,165万3,000円  
繰入金 2億6,212万5,000円  
諸収入 1,130万9,000円

などであります。

次に、歳出の主なものは、

総務費 5,026万円  
後期高齢者支援金等 3億5,335万円  
介護納付金 1億3,087万7,000円  
共同事業拠出金 9億3,433万7,000円  
保健事業費 2,540万4,000円

その他、一時借入金の借入最高額を5億円と定めるなどであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第18号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第18号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,116万8,000円とするものです。

前年度当初予算に対し2,068万8,000円の増額となっております。

それでは、まず歳入の主なものは、

後期高齢者医療保険料 2億9,828万5,000円

繰入金 1億1,287万5,000円

などであります。

次に、歳出の主なものは、

総務費 3,047万5,000円

後期高齢者医療広域連合納付金 3億7,956万3,000円

その他、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるなどであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予

算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第19号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額8億4,636万9,000円に対し、支出の予定額は8億2,911万7,000円となり、1,725万2,000円の黒字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億6,922万6,000円、企業債利息1億2,542万2,000円などです。

収益的収入の主なものは、下水道使用料4億6,983万4,000円、他会計負担金1億5,750万円が見込まれております。

次に、第4条において、資本的収入の予定額4億1,320万1,000円に対し、支出の予定額を5億4,206万5,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億2,886万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費9,200万円、流域下水道建設負担金3,570万2,000円、企業債元金償還金4億1,433万4,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債3億560万円、他会計負担金1億700万円です。

次に、第9条において、前年度繰越利益剰余金のうち、100万円及び当年度利益剰余金のうち、1,500万円を減債積立金として処分するものと定めたものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「平成29年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第20号「平成29年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額4億6,360万1,000円に対し、支出の予定額は5億295万1,000円となり、3,935万円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託4,536万円、福岡地区水道企業団受水費1億8,407万1,000円、企業債利息2,568万6,000円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億3,174万7,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する3,935万円は、繰越利益剰余金で補填されます。

次に、第4条において、資本的収入の予定額8,710万1,000円に対し、支出の予定額を1億8,903万5,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億193万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費9,732万8,000円、企業債元金償還金9,170万7,000円。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第21号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6,520万3,000円とするものです。

歳入につきましては、繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金6,520万3,000円であります。

次に、歳出につきましては、造成工事の設計及び開発許可申請に要する諸調査などの委託料に6,352万9,000円、九州電力からの受電負担金としまして167万4,000円であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中に、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで開会日に「副町長の選任同意」をいただきましたが、これに関連いたしまして、城戸 清壽 氏、並びに 松田 秀幹 氏から発言を求められておりますので、許可をいたします。

まず、城戸 清壽 氏からどうぞ。

○副町長（城戸 清壽） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

副町長を退任するにあたりまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

四年という短い期間でございましたけれども、この3月31日をもって、副町長の席を退席させていただきます。

職員の時代から通算いたしますと、42年間、この篠栗町に勤めさせていただきました。そして、この議会に座るようになりまして15年。議会、そして、議員の

皆様には本当にお世話になりました。

いろんな思い出がございます。多くの議員の方々との出会い、そして、別れもございました。これらの思い出を手土産に、4月からは一町民にかえります。

本当に長い間お世話になりました。

そして、議員の皆様、この副町長の任期の間、本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 続きまして、松田 秀幹 氏、どうぞ。

○まちづくり課長(松田 秀幹) このたびは、副町長の選任につきまして、ご同意いただきまして誠にありがとうございました。

また、議員の皆様には、これまでもいろいろとご指導、ご厚誼をいただき、お蔭をもちまして、入庁以来36年間、大過なく有意義に過ごし得ましたことをありがたく厚くお礼申し上げます。

いよいよ4月から城戸副町長の後を引き継ぐこととなりますが、今から責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

現状では、皆様方の期待に応えるだけの力はありませんが、一日でも早く三浦町長の支えとなるよう、心新たにいたしまして、新しい職務に専心努力いたしまして、篠栗町の更なる発展のために、一步ずつ前進していく所存でございます。

引き続き、皆様のご指導、ご協力よろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) 以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成29年第1回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

副町長の選任をはじめ人事案3件、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分1件、篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の制定についてをはじめ条例案6件、篠栗駅東側自由通路建設に伴う町道の認定と基本協定の締結についての2件、平成28年度補正予算、平成29年度当初予算等、予算案9件の上程をいたしました21議案すべてにつきまして、可決いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

平成29年度一般会計当初予算は、平成28年度から3億3,100万円増加しておりますが、その主たる要因は、篠栗駅東側自由通路建設工事4億5,600万

円余、篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計に6,500万円余と2事業への投資によるものでございます。それを除きますと、ほぼ前年度と同規模の予算となっております。昨年に引き続き特徴的なことは、歳入において地方交付税が約2億8,900万円程度減額の約18億8,200万円となりましたが、今後は当面この程度で推移するものと考えております。

わが町における「平成28年度問題」につきましては、ここ数年繰上償還により、かなり回避することができましたが、それでも今後数年間は、年度予算の組立てに多少苦勞することが予想されます。

そうしたことから、昨年度に引き続き、投資的経費は最小限に抑えつつも、福祉関連予算については住民の皆様の福祉の充実を第一義と考え、平成28年度を下回らないように精一杯配慮した予算でございます。

議員各位におかれましては、そうした内容を十分ご理解、ご審議いただき全員賛成にて可決いただきました。

4月1日から予算の執行にあたっては、例年同様スピード感をもって事業遂行に当たりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

昨年から別枠にて予算計上しております「平成29年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」に関しましては、事業概要について、6月の定例会におきまして、全体の規模、予算総額等提示できることが可能となる見込みでございます。

議会でのご意見を尊重しながら、平成32年度以降の町の発展の礎となる事業として取組んでまいりたいと存じます。

何卒よろしくお願いいたします。

本定例会期間中の3月11日、東日本大震災から6年が経過いたしました。未だ、2,500人以上の方が行方不明であり、12万人以上の方が避難生活を余儀なくされているという現実から目を背けることなく、私たちに何ができるかをこれからも考え、行動し続けなければならないと改めて感じたところでございます。

今なお避難していらっしゃる被災者の皆様に、一日も早く日常の生活が戻ることを願ってやみません。

最後に、3月末限りで任期満了にて退任される 城戸 清壽 副町長には、昭和50年の入庁以来、健康課長、企画広報課長、総務課長として職務を全うされ、その後、副町長にご就任いただきました。

私も期を重ねたとはいえ、篠栗町行政の生き字引のような城戸副町長のご経験と、職員を取りまとめる統率力に幾度となく助けていただきました。改めて感謝申し上げます。



げます。本当にありがとうございました。そして、ご苦勞さまでございました。

今後は好きな野菜づくりを楽しみたいとありますが、篠栗町の農業の発展にもご活躍いただきますことを願っております。今後とも何卒よろしく願いいたします。

また、城戸 安行 会計課長、村瀬 修 健康課長、村瀬 治邦 社会教育課長におかれましては、長い間の行政職員としてのお務め大変ご苦勞さまでございました。行政という地方自治の柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りいたしまして、私からも心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

4月からは新体制の下、松田 秀幹 副町長と二人三脚で地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく、行政運営に努力してまいることをお約束いたしまして、平成29年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

今後とも何卒よろしく願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成29年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

今長谷 武和

---

篠栗町議会議員

山田 眞士

---